

令和 8 年度 第 1 回三条警察署協議会議事概要

開催日時	令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 3 時 30 分から午後 5 時 15 分まで		
開催場所	三条警察署講堂		
出席者	委 員 (定数11人)	金子会長 佐々木副会長 小林委員 古川委員 伊藤委員 牛腸委員 坂田委員 武田委員 長嶋委員 村上委員 村山委員	計11人
	警 察	小林署長 若井副署長 小林警務課長 齋藤会計課長 藏地生活安全課長 阿部地域課長 折橋刑事課長 工藤交通課長 吉田警備課長	計 9 人

管内の治安情勢

署長等から、令和 8 年 1 月から 4 月末現在の管内治安情勢について説明があった。

前回の諮問事項に対する業務推進状況

署長等から、前回諮問事項に対する業務推進状況について説明があった。

1 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進

- (1) 被害発生状況（令和 8 年 1 月から 4 月末現在）
- (2) 三条署管内の発生傾向
- (3) 被害防止対策

ア 広報啓発活動

- ・ 特殊詐欺被害防止推進員及び三条市と連携した「シニア安全強化日」（年金支給日）における特殊詐欺被害防止広報
- ・ 特殊詐欺未然防止に関する感謝状の贈呈
- ・ 特殊詐欺被害防止に係る講話の実施
- ・ ラジオ放送による広報

イ 金融機関やコンビニエンスストア等関係機関と連携した水際対策

ウ 金融機関や商工会議所等関係機関・団体と連携した防犯広報

エ 自宅に犯罪グループから電話がかかってくることを阻止するための方策

- ・ 犯人からの電話を直接受けないための対策の推進
- ・ 巡回連絡等を通じた被害防止広報の推進

2 交通事故防止対策の推進

(1) 交通安全教室・安全講話等交通安全教育

(2) 各種広報活動

ア シニア安全強化日（年金支給日）広報

イ 春の全国交通安全運動

ウ その他

- ・ 登下校時間帯のレッド走行
- ・ 通学時間帯における街頭監視

(3) 交通指導・取締りの実施

(4) 交通機動隊による指導・取締り

3 通学路等における児童・生徒の安全確保対策の推進

(1) 地域課員を中心とした登下校時間帯における通学路のパトロール活動等の強化

(2) 少年が犯罪に遭わないための防犯意識の高揚・普及活動の実施

小中学校・高校等における SNS 被害防止教室等の犯罪被害防止教室の実施

(3) 不審者対応訓練の実施

小中学校の教職員や生徒を対象とした不審者対応訓練

(4) 高齢者事故防止対策

(5) 通学路・生活道路における安全速度の定着化

(6) 飲酒運転の根絶

歓送迎会シーズンにおける飲酒運転事故防止活動と交通取締りの強化

(7) 春の全国交通安全運動

(8) ムジコ（6 2 5）の日（6 月 25 日）の広報

(9) 自転車に対する交通反則通告制度の適用

趣旨や方針等について理解が得られるよう適切な広報の実施

悪質・危険違反に対する適切な検挙

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進（継続）

(1) 被害防止対策

ア 犯人から電話を直接受けないための対策

イ 金融機関やコンビニエンスストア等関係機関と連携した水際対策

ウ 金融機関や商工会議所等関係機関・団体と連携した防犯広報

エ 巡回連絡等を通じた被害防止広報

2 交通事故防止対策の推進（継続）

(1) 夏の交通事故防止運動への取組

ア 暑さからくる疲労、気のゆるみによる居眠り、漫然運転の防止

イ 飲酒の機会が増加することに伴う飲酒運転防止

(2) 交通事故防止対策

ア 横断歩行者の保護

- ・ 自転車の安全利用の促進
- ・ 高齢者事故防止

- ・ 飲酒運転の根絶

3 通学路等における児童・生徒の安全確保対策の推進（継続）

- (1) 登下校時間帯における通学路のパトロール活動等の強化
- (2) 少年が犯罪被害に遭わないための防犯意識の高揚・普及活動の実施
 - ・ 小中学校、高校等における犯罪被害防止教室の実施
 - ・ 街頭指導、補導活動の強化
- (3) 不審者対応訓練の実施

速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

- 1 熊の出没が増えてきているが、対策について伺う。
 - 警察では、熊の出没情報を受けた場合、関係機関と連携して、地域住民の安全確保を最優先とした広報、避難誘導等を行っています。
また、今年の4月1日から県警防犯アプリ「にいがたポリス」で熊の出没情報を配信しているほか、6月1日からは市町村が行う緊急銃猟の追加的な対応として、警察官がライフル銃を使用して熊の駆除を行うという体制が構築されています。
- 2 三条署管内の自転車の交通取締り状況について伺う。
 - 本年4月から、自転車乗りに対する交通反則通告制度（青切符）が適用されました。三条署管内の青切符の交付は現在のところありませんが、今後も指導警告を基本としつつ、悪質違反の取締りを強化していきます。

答申

質疑の後、三条警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

協議会の状況

